

令和 8 年 度

事 業 計 画 書

社会福祉法人 大月市社会福祉協議会

目 次

I 理念	1
II 基本方針	1
III 重点項目	2
IV 事業計画	
1 法人運営事業	3
2 地域福祉推進事業	4
3 法人後見事業	8
4 市受託事業	8
5 県社協受託事業	13
6 共同募金配分金事業	14
7 福祉金庫基金	15
8 介護保険訪問介護事業	15
9 介護保険通所介護事業	16
10 介護保険居宅介護支援事業	17
11 障害者サービス事業	18

令和8年度 大月市社会福祉協議会事業計画

I 理 念

「わたしたちは、すべての大月市民のしあわせを実現します」

① 地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現

地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設、NPO、企業等の地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって市民参加型の福祉社会を実現します。

② 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現

地域において、誰もが地域の一員として尊厳をもった生活が送れるよう、支援を必要とする者の生活状況や思いを把握するとともに、潜在化しがちな狭間にあるニーズもくみ取った福祉サービスを実現します。

③ 地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築

複合化・多様化した地域生活課題を総合的に受け止め、地域住民の主体的な取り組みと、医療、保健、就労、住まい、司法、産業、教育、権利擁護、多文化共生、防犯・防災等の幅広い関係者が協働する支援体制を整備します。

④ 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出

制度の狭間にある課題も含めて常に事業展開を通じて地域生活課題をとらえ直し、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発、必要となるネットワーク構築に継続的に挑戦します。

⑤ 持続可能で責任ある自律した組織経営

変化の激しい時代環境の中で、地域社会に責任をもって貢献していくために、組織の理念、目的、目標、体制、規範を整え、持続可能な経営をしていきます。

II 基本方針

大月市社会福祉協議会は、様々な福祉課題や生活課題に対応していくために、地域福祉の推進は元より、継続的で安定した福祉サービスの提供に努めていく必要があります。このことから、引き続き、経営基盤の強化を図り安定的な法人経営を目指すとともに、地域の特性を生かした地域福祉活動やボランティア活動等の推進を図ります。

法人経営にあたっては、社会福祉法人としての責任を自覚し、財政の健全化、人材の確保・育成、業務の効率化を推進し、安定的かつ持続可能な法人経営を確立していきます。

地域福祉の推進にあたっては、これまでの取り組みを基に「生活支援体制整備事業」及び「生活困窮者自立相談支援事業」をはじめとする各種事業の充実を図ります。また、複雑化・多様化する生活課題に対応するため、相談支援体制の強化と関係機関との連携を一層深め、早期発見・早期対応に努めます。そのためにも様々な地域団体の皆さまとの対話を重ね、それぞれの強みを生かした協働を深めながら、個人と地域への働きかけの両面を大切に、地域を基盤としたソーシャルワークを推進してまいります。

権利擁護事業の推進にあたっては、判断能力が十分でない方の権利や財産を守るための法人後見事業を実施しています。引き続き、職員の知識や技術向上、専門職や関係機関との連携構築など受任体制の整備に努めるとともに、成年後見制度に関する理解を地域や福祉関係者へ広めていくため、普及啓発活動に取り組みます。

介護保険事業所（居宅介護支援事業所・訪問介護事業所・通所介護事業所）にあたっては、介護保険制度のもと安定的な事業運営を確保しつつ、地域福祉の推進主体として利用者と地域との関わりに目を向け、ニーズの発見や資源開発などの地域づくりにも努めていきます。

Ⅲ 重点項目

- 1 財政基盤ならびに組織体制の強化
 - ・ 中期経営計画の策定
- 2 地域福祉活動計画の推進
 - ・ 「第4次大月市地域福祉活動計画おおつき花咲プラン」の推進
 - i) 相談援助活動の充実
 - ii) 広報活動の強化
 - iii) 地区社協の活動支援強化
 - iv) ボランティア活動の推進
 - v) 福祉教育の推進
 - vi) 個別支援・当事者支援活動の充実
 - vii) 災害への福祉的対応の推進
- 3 権利擁護事業の推進
 - ・ 法人後見業務の充実ならびに体制強化
 - ・ 市民後見人の養成ならびに活動の支援
 - ・ 専門職や関係機関とのネットワークの構築
- 4 介護保険事業経営の安定化
 - ・ 介護保険事業の経営改善

【IV 事業計画】

事業項目 (経理区分名) 所要経費	計 画 内 容	活動計画と の関連 (実施項目)
1 法人運営事業 経費 22,612 千円 ※主な財源は、会費、 補助金	地域福祉推進のために展開されている様々な事業が円滑に実施されるよう、理事会ならびに評議員会をはじめ、各種会議や研修などを積極的に運営できるように努める。 また、財政の安定化や事業の継続、組織力の強化を図るため、中期経営計画を策定し、その具現化に努めるとともに、積極的な内部研修の実施や外部研修へ参加に努めスキルアップを図るなど、活力ある職場を目指す。 I 法人運営事業 (1) 組織運営のための会議、研修の実施 ① 理事会・評議員会 ② 正副会長会議 ③ 監事監査 ④ 役員（理事並びに評議員）研修 ⑤ 職員内部研修 ⑥ 役員や職員の外部研修 ⑦ その他必要な会議 (2) 企画・調整 ① 新たな事業の企画・立案 ② 各事業の連絡、調整 (3) 社協組織運営に係る広報活動の充実 ① 広報誌「社協だより “Beside you”」の発行 ② インスタグラムやホームページ等による情報発信 ③ 地域福祉推進大会等における広報活動 ④ その他あらゆるメディアの積極的な活用 (4) 財源確保 ① 公的財源の確保と福祉基金等の拡充 ② 会費（一般、団体及び特別会費）の確保 会員募集を更に強化し、財源の確保を図るとともに、使途を明確化し住民参加の意識高揚を図る。 一般会員 1 世帯 500円 団体会員 1 口 1,000円 特別会員 1 口 5,000円 個人会員 1 口 1,000円 (5) 職員が働きやすい環境づくり ① 人事労務管理 ② 福利厚生の実施 ③ 職員研修制度の充実 ④ 担当リーダー会議の実施 ⑤ 資格取得の支援 (6) 中期経営計画の策定並びに具現化	2. 3. 4. 5. 7

事業項目 (経理区分名) 所要経費	計 画 内 容	活動計画と の関連 (実施項目)
	社協の事業戦略や組織、事務局体制、経営基盤の強化など、中長期的な指針である中期経営計画を策定し、計画に基づき着実な具現化に向け取り組んでいく。 (7) 介護保険事務 介護保険3事業ならびに障害者福祉サービスに係る管理事務を行い、安定した経営を目指すとともに、地域福祉の推進主体として困難ケースの受入れや関係機関との連携強化を図っていく。 II 広報活動事業(上記法人運営事業再掲) 広報活動は、多くの人に情報が届き、その情報の内容が理解されなければ、その役割を果たしているとは言えない。多くの人に必要とされる情報を発信するためには、住民のニーズに沿った情報収集が必要となる。 そこで、市民参加型の広報活動を強化すべく、広報委員会(市民編集委員制度)を強化し、広報活動の更なる充実に努める。 (1) 広報誌「社協だより “Beside you”」の発行 広報委員会により年間4回発行(4・7・10・1月予定) (2) インスタグラムやホームページ等による情報発信 III 退職積立事業 職員の退職手当の資金を準備する。 IV 福祉基金 地域福祉の充実に努めるべく、福祉基金を設置し、運営する。本会における一般財源として、地域福祉推進事業への財源充当の必要が生じた場合に活用する。 【具体的な目標】 (1) 中期経営計画の策定と具現化に努める。 (2) 持続可能な経営基盤の確立と、地域に選ばれる福祉の実現に向けた体制強化に努める。	2. 3. 4. 5. 7
2 地域福祉推進事業 経費 23,438 千円 ※主な財源は、補助金、会費	第4次地域福祉活動計画の中間評価を見据え、これまでの取り組みの成果と課題を整理しながら、地域の実情に即した地域福祉の更なる推進を図る。 地区社協をはじめとする福祉関係団体、関係機関、地域住民との協働体制を強化し、計画の着実な実現に向けて取り組む。 また、複雑化・多様化する地域の課題に対応するため、小地域福祉活動の充実に努めるとともに、地域・個別ニーズの継続的な把握と分析を進め、根拠に基づく事業展開を行う。見守り活動や支え合い活動の強化を通じて、より一層充実した活動が出来るよう推進する。	

事業項目 (経理区分名) 所要経費	計 画 内 容	活動計画と の関連 (実施項目)
	I 地域福祉活動事業 (1) 地域福祉活動計画推進委員会の運営 第4次地域福祉活動計画の進行管理・推進を、地域福祉活動計画推進委員会を中心に展開していく。また、計画の評価を丁寧に行ない、実現に向けた取り組みを行う。 (2) コミュニティソーシャルワーク研修(相談援助研修)事業 相談支援事業充実のため、コミュニティソーシャルワーカー配置をめざした取り組みを、研修などを通じ行う。 (3) 地区社会福祉協議会の推進・支援 各地区でふれあい・いきいきサロンや見守り活動、学校などを含め世代間の交流事業など様々な事業を展開しています。地区社協を中心とした地域のつながりの再構築をめざした取り組みを推進する。 ① 地区社協役員・リーダー研修会の開催 ② 住民福祉懇談会の開催支援 ③ 小地域福祉ネットワークづくり活動の協働 (4) 地区社協担当職員連絡会の開催 (3)の地区社会福祉協議会の推進を充実かつ全地区統一した考えのもと推進できるよう職員の連絡や情報交換の充実を図る。 (5) 地区社協運営の手引きの作成 地区社協への理解や地区社協事業が活発に展開できるよう手引きの作成を行う。 (6) 地域データの収集と地域分析及び地域福祉関係団体・機関との連携 経済的困窮やひきこもり、孤立など、あらゆる生活課題に対応するためには、地域の社会資源の把握や連携の場づくりが必要になることから、職員の対応力の向上をめざした取り組みを図る。 (7) 大規模災害時に備えた助け合いの推進 社協で取り組む日常の事業の充実は、災害時のつながりの構築とも捉えることができる。様々な事業展開を図る際、災害時を意識した取り組みを推進する。 (8) 地域福祉推進大会の開催 多くの地域住民や社会福祉関係者、事業者などの参加をいただき、「地域福祉」への理解・啓発を目的に開催する。 (9) 障害者福祉推進会議の開催 障がい者福祉の実態やニーズの把握、問題、課題などの調査・研究や、障がい者福祉事業の企画・立案及び推進、障がい者団体間の連携、強化を目的として、以下の項目を中心に、障がいのある人たちのニーズを把握し、個々の生活実態に合わせた、きめ細やかな障がい者福祉の推進に努める。	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7 1 3 3 3 3 1. 3 3. 7 2. 3. 5 1. 6

[illegible]

計 画 内 容

(10) 地域福祉に係る関係団体の充実ならびに推進

① 民生委員児童委員協議会

② 障がい者福祉の会

③ 老人クラブ連合会

※ 本会において運営を行う団体事務局

Ⅱ ふれあい福祉推進事業

市内に在住する65歳以上の虚弱な一人暮らし高齢者及び高齢者夫婦世帯を対象に、月1回民生委員が安否確認を行う。今後も一人暮らし高齢者等の世帯が増えることが予想されることから、民生委員との連絡調整をしながら地域の対象者の把握に心がけ、よりよい事業の充実を図る。なお、友愛訪問の際に寿司折り、飲物等をお届けしながら実施する。

(2) 心配ごと相談事業（ふれあい相談）

事業項目 (経理区分名) 所要経費	計 画 内 容	活動計画と の関連 (実施項目)
	貸付、福祉サービス利用援助、金銭管理、介護サービス、就労支援等、多様な事業と連携を図り支援する。 また、相談事業の充実を図り、関係機関と連携することにより、総合相談の確立をめざした取り組みを検討する。 ① 相談者の意向に沿った他機関への紹介と同行支援 ② 相談関係機関との連携 (3) ファーストスプーン事業 新生児が誕生した家庭に対し、民生委員児童委員、主任児童委員に訪問を依頼し、名前・誕生日刻印入りの木製スプーンを届けながらお祝いするとともに、子育てに関する悩みを聞き、地域と家庭の顔をつなぎ、気軽に関わりあえるきっかけづくりを行う。 (4) 無料車いす貸出事業 市内に在住する高齢者や障害者、疾病等により一時的に車いすを必要とする方、または、施設・学校・ボランティア活動等で車いすが必要となった場合に、無料で車いすを貸出し、外出や通院など日常生活の利便性を図る。住民や学校機関等からの寄付により、現在10台程の車いすを常備し、年々利用も増加。個人は勿論、体験学習会やボランティア活動、福祉教育や啓発等も目的に貸出しを行う。貸出期間は、原則2週間まで。 (受託事業福祉自動車貸出事業と連携) Ⅲ ボランティアセンター運営事業 (1) ボランティアセンターの機能強化・運営事業 相談の充実とニーズ把握の徹底など、ボランティアセンターの機能強化を図る。 ① ボランティア活動の広報・周知 ② ボランティア相談事業（コーディネートの充実） ③ ニーズ把握の充実 (2) 災害時の助け合い強化事業 社協で取り組む日常の事業の充実は、災害時のつながりの構築とも捉えることができる。様々な事業展開を図る際、災害時を意識した取り組みを推進する。 ① 災害ボランティア養成事業 ② 災害ボランティアセンター設置運営訓練 ③ 近隣市町村社協や関係機関、NPO団体等との連携、協定を進める (3) 福祉教育推進事業 地域における福祉教育の展開が図れるよう、ボランティア活動普及協力校事業を発展させる取り組みを進める。 ① 地元愛醸成プロジェクト協力校事業 市内小・中・高校等への情報提供、講師派遣や紹介	1.3.6 1.6 2.4 4.7 5

事業項目 (経理区分名) 所要経費	計 画 内 容	活動計画と の関連 (実施項目)
	② 親子ボランティア体験学習の開催 ③ 福祉教育教材、体験用具の貸出 ④ 福祉教育ハンドブックの発行 (4) ボランティア養成事業 ボランティア活動人口の拡充を視野に入れた講座と多様なニーズに対応できる講座によりボランティアの養成を図る。 ① ボランティア団体助成事業 ② 各種ボランティア講座の開催（専門的・課題別） 【具体的な目標】 (1) 地域住民と協働し、支えあいのできる地域づくりに努める。 (2) 地域の課題解決に向け、住民や地区社協、各福祉関係団体と連携を図りながら社協における総合相談を確立させる。 (3) 地区担当職員による地域の相談機能を強化し、地区社協との連携を図る。 (4) 地域福祉担当と居宅介護支援事業所による事例検討会を実施し、他職種との連携を強化する。 (5) 地区社協において、支えあい・助け合いの意識啓発や地域のニーズ調査や懇談会等をとおして、地域の活動や課題に対し、協議できる場を創出する。 (6) ボランティアを必要とするニーズの把握を行い、ボランティア活動の充実を図る。	4
3 法人後見事業 経費 490 千円 ※財源は、事業収入	成年後見制度の充実を図るため、本会が成年後見人等を受任し、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方が自分らしく安心して暮らせるように、本人の権利や財産を守り、本人の意思を尊重した生活ができるよう支援するとともに専門職や関係機関と連携を図り、ネットワークの構築を目指す。 また、地域住民や福祉関係者等の方に成年後見制度の周知啓発を行い制度の理解を深められるよう取り組む。 (1) 成年後見制度に関する理解を地域に広げるため、制度に関する普及啓発を図る。 ・成年後見制度研修会の開催 ・法律相談（弁護士・司法書士）の開催 (2) 成年後見制度の受任するための知識や技能向上など受任体制の整備に努める。 (3) 法人後見等運営委員会を開催し、業務の適正な運営を図る。	1. 2. 6
4 市受託事業 経費 89,953 千円 ※財源は、受託金、事業収入	大月市からの受託により事業を行うほか、指定管理者（令和8年度～令和12年度）として総合福祉センターの管理運営を行う。 いずれの事業においても、連携力の強みを活かし、社協らしい事業展開に努める。	

事業項目 (経理区分名) 所要経費	計 画 内 容	活動計画と の関連 (実施項目)
	I 高齢者生きがい対策推進事業 (1) ツキフェス26 (大ツキふれあいスポーツフェスティバル) 開催事業 子どもから高齢者、障がい者等、年齢の違いや心身の状態の異なる多くの地域住民が、多くの方とふれあいを深めることを目的に実施する。 (2) 老人大学運営事業 (高齢者生きがい対策事業) シニア大学活動において、多くの仲間と交流し、いきいきとそしてはつらつとした人生を一人でも多くの方々が過ごせるよう、創意工夫を重ね魅力的なカリキュラムをもって運営、活動する。 ① 学習方法 ・グループ学習 (学級活動、見学会、研修会) ・全体学習 (講演会、講習会)、サークル学習 毎月2回 ・行事 (入学式、修了式、学習発表会、遠足) ・入学者の増員を目標に、充実した学習と仲間作り、楽しく学生の生きがいとなる老人大学をめざす ・「仲間を増やそう声かけ運動」の実施 ② 20サークルによる充実した活動 II 障害者社会参加促進事業 障がい者が積極的に社会参加できるよう、趣味やスポーツなど多くの活動の中から新たな可能性や生きがいを見出し、いきいきと暮らせるきっかけづくりを目的とした事業を展開する。 (1) 障がい者生きがいづくり事業 (交流会、講演会等) (2) 障がい者スポーツ推進事業 (ボウリング大会等) (3) 障がい者研修事業 (社会見学、防災研修等) (4) 障がい者社会参加交流事業 (ぐー・ちょき・ぱー) III 地域福祉ネットワーク事業 (ふれあいの町づくり事業) (1) ふれあい相談事業 (2) 広報発行事業 (法人運営事業再掲) (3) ふれあい・いきいきサロン事業 (地域福祉推進事業再掲) (4) ボランティア育成事業 (地域福祉推進事業再掲) (5) 地区社協支援事業 (地域福祉推進事業再掲) (6) 要援護者支援体制推進事業 (地域福祉推進事業再掲) IV 災害時要援護者登録制度運営事業 (1) 周知の徹底と登録者拡大 (2) 要援護者ニーズ調査の実施検討 (3) 市の関係部署との連携 (4) 市内の関係機関との連携	6 1.6 1.6 1.2.3.6.7 2.3.7

事業項目 (経理区分名) 所要経費	計 画 内 容	活動計画と の関連 (実施項目)
	V 手話奉仕員養成事業 聴覚障がい者・難聴者を相手に手話が理解でき、手話で日常会話が可能レベルの奉仕員（ボランティア）の養成、また「聞こえ」に不安のある方とのコミュニケーションの一つを学ぶ機会を増やすことを目的に、講座（講義及び実技）を実施する。この講座は、手話通訳者・手話通訳士の誕生を目指し、そのきっかけづくりを兼ねており、また受講者には、市内で奉仕員として活動し、聴覚障害者の参加する行事などへの協力を呼びかける。 VI 生活困窮者自立相談支援事業 生活の困りごとや不安を抱えている、働きたくても働けない等の相談に対し、その方の状況に必要な関係機関等と連携し、寄り添いながら自立に向けた相談支援を行う。 また、住まいに課題を抱える生活困窮者等に対し、住まいに関する総合的な相談対応や入居前から入居後までの一貫した支援を行う。 就労準備支援事業や家計相談支援事業を併せて総合的に支援することにより、早期自立に向けた支援を包括的に行う。 社協において実施している「生活福祉資金貸付事業」と一体的に取り組むことや、社協関係者の協力を得て実施している食糧支援等の強化、充実を図る。 (1) 自立相談事業の実施 - 生活困窮者の自立の促進に向けた自立相談支援等 - 事業の啓発及び研修会への参加 - 生活困窮者の把握 - 住まいに関する総合相談支援 (2) 家計改善支援事業の実施 - 家計管理に関する相談支援 (3) 就労準備支援事業の実施 - 就労自立に関する相談支援 - 就労体験受け入れ企業との連携 (4) 食糧支援 - 生活困窮者等に食糧支援を行うことで生活の維持・安定を図る。 VII 在宅介護支援センター運営事業（受託事業） 高齢者等からの相談を身近な場所で受け、相談内容や心身の状況等を把握し、介護予防、生活支援の観点から、それぞれの状況に応じた支援につなげる。特に、本会で展開する地区社協担当職員制により、「地域の相談窓口」として地区社協への働きかけを行ない、連携を図るよう努める。	1.6 1.6 1.6

事業項目 (経理区分名) 所要経費	計 画 内 容	活動計画と の関連 (実施項目)
	また、これと連動させる形で、生活支援体制整備事業（就労的支援コーディネーター等）を実施し、高齢者等への生活支援のコーディネートのほか、市内における介護予防・生活支援サービスや活動に関するニーズ調査なども積極的に実施し、介護予防事業係等と連携を図りながら、住民主体の活動への支援を行なうと同時に、社協ならではのサービス開発、展開に向けて取り組む。 いずれの事業においても、社協の相談援助活動を意識して取り組む中で、新たなニーズなどを発見できるよう努める。 (1) ブランチ型総合相談窓口事業 高齢者等からの相談を身近な場所で受け付け、気軽に相談できる体制を整備する。また、相談者の心身の状況等を把握し、介護予防、生活支援の観点から、適切な支援につなげる。 (2) 生活支援体制整備事業（就労的支援コーディネーター） 高齢者等が、住み慣れた地域で安心して日常生活が送れるように地域の支えあい・助け合いの意識の啓発を図り、地域の多様な主体が連携を図れるような体制の整備を推進する。 また、高齢者の社会参加等を促進し、介護予防につなげるため、ボランティア活動の場を提供できる事業所や、困りごとを抱えている方とのマッチングを行い支援する。 (3) 家族介護支援交流事業 在宅で、寝たきり及び認知症等の高齢者を介護している家族を対象に、介護技術の習得、施設・器具の情報や知識、介護者間の情報交換や心身のリフレッシュを図ることを目的に実施する。 (4) 介護予防・生活支援サポーター養成事業 高齢者等への日常的な困りごとや介護事業所等へのボランティアニーズに対応ができる、住民の主体性に基づいたサービスの担い手の養成を行う。 VIII 高齢者在宅支援推進事業 高齢者在宅支援推進事業は、在宅で生活する要援護高齢者及び一人暮らし高齢者、家族介護者に対し以下の事業を提供し、高齢者が住み慣れた地域で生活が出来るよう支援を行う。 (1) 介護用品支給事業 在宅で寝たきり高齢者等を抱える家族に対し、介護に必要なオムツを支給し、家族の身体的、経済的負担を軽減するために実施する。 なお、配布については民生委員の協力を得て実施する。 (2) 高齢者訪問理美容助成事業 寝たきり・心身の障害等により、理容院や美容院に出向くことが困難な高齢者に対し、居宅において理美容を行った際の費	1.6

事業項目 (経理区分名) 所要経費	計 画 内 容	活動計画と の関連 (実施項目)
	用を一部助成する。 IX 成年後見制度中核機関運営事業 成年後見制度の利用促進を図り、成年後見制度を円滑に利用できるよう必要な支援を行い、制度を必要とする方が安心して利用ができるよう地域で支える体制を構築する。 (1) 市民後見人養成フォローアップ研修 認知症、知的障害、精神障害等の理由により判断能力が不十分な方の財産管理や身上保護等の成年後見活動を身近な立場で支援する市民後見人の育成を図ることを目的に市民後見人養成講座を修了した方を対象にフォローアップ研修を行う。 (2) 地域連携ネットワーク会議 身近な地域で成年後見制度に関わる関係者が連携して、支援が必要な方を支える体制を構築すると共に支援が必要な方を適切な支援につなげ、後見人等候補者の調整を行うことを目的に会議を開催する。 X 地域支援事業（介護予防事業） (1) 一般介護予防事業 全ての高齢者を対象とした各種介護予防に関する教室を、ボランティア等の協力を得ながら開催し、生活支援コーディネーターと連携を図って、地域における介護予防の普及・啓発に努める。 また、住民主体の活動を推進できるように、ボランティア等の協力を得る中で実施し、社協らしいサービス提供を行う。 ① ミニデイサービス ② 集いどころ「スマイル」 (2) 介護予防日常生活支援総合事業 要支援者、チェックリスト該当者を対象とし、介護予防の観点から、短期集中型の通所サービスを実施し、利用者の日常生活動作の維持・向上や自立した生活の促進に努める。 また、必要に応じて、ボランティア人材の協力を得る中で実施し、社協らしいサービス提供を行う。 ① パワーアップ教室（運動、栄養・口腔） XI 総合福祉センター受託事業（指定管理） 指定管理者として、社会福祉協議会ならではの総合福祉センターの運営を行ない、さらなるサービスの質の向上を目指し、公共施設としての存在感だけでなく、地域活動、地域づくりの拠点としての運営に努めるとともに、社協活動の観点を意識しながら施設運営を行なう。 (1) 総合福祉センター管理運営事業（施設の管理徹底）	1. 2. 6 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8 1. 5. 6. 7

事業項目 (経理区分名) 所要経費	計 画 内 容	活動計画と の関連 (実施項目)
	(2) 児童福祉センター運営事業 ① 児童館運営 子どもたちに遊びの場を提供し、遊びを通して児童が心身ともに健やかに成長するお手伝いをする場及び親同士の交流の場となるよう努める。また、子育てに関する情報提供や他部署と連携した相談対応も行なう。 ② ファミリー・サポート・センター事業 育児の援助を受けたい人と援助を行える人、また、援助を行えるが時には援助を受けたい人がそれぞれ会員となり、お互いに助けたり助けられたりして子育ての相互援助活動を行なう。 ③ チャイルドケア・サービス事業 子育て中の親子を対象にした、親子遊び、大型親子遊び、夏まつり、クリスマス会等の催しを行なう。 (3) 老人福祉センター運営事業（老人クラブ及び組織外老人の利用促進） (4) 障害者福祉センター運営事業（市社協内の担当間で連携を図り施設の有効活用を推進） ① 福祉自動車貸出事業 介護を必要とする高齢者、障害者等へ車イスのまま乗れる自動車等を無料で貸し出し、通院や買物など日常生活の利便性を図るとともに、行事や旅行及びレクリエーションなどに積極的に参加出来るように行う。 ② 無料車いす貸出事業（ふれあい福祉推進事業再掲） 【具体的な目標】 (1) 個別支援・当事者支援からの相談機能の充実を図る。 (2) 生活困窮者自立相談支援事業の充実を図る。 (3) 生活支援コーディネーターを中心に、ネットワークの形成を行い、高齢者等への生活支援のコーディネート及び、介護予防・生活支援サービスや活動に関するニーズ調査等を積極的に実施する。 (4) 生活支援体制整備事業を推進するため、支えあい・助け合いの意識啓発や住民主体の居場所づくりや生活支援活動の充実を図る。	
5 県社協受託事業 経費 5,164 千円 ※財源は、受託金、 事業収入	低所得者、障害者、及び高齢者等の経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が営めるよう資金の貸付けと必要な相談援助を行う。コロナ禍による生活福祉資金特例貸付などの生活費等の貸付を行ってきたが、物価高騰などの新たな影響も受け、依然として多くの世帯が家計の立て直しに苦慮している状況から、償還免除者及び借受	

事業項目 (経理区分名) 所要経費	計 画 内 容	活動計画と の関連 (実施項目)
	人への相談、支援を行うとともに生活課題を把握する仕組みとしてフォローアップ支援を行う。 また、生活困窮者自立支援事業の支援員と連携して自立に向けた支援を行なう。 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）では、法人後見事業と一体的に行うことで利用者の権利を擁護し、更なる事業の充実を図る。 I 県社協受託事業 (1) 生活福祉資金貸付事業 支援を必要とする低所得者世帯及び療養や介護を要する高齢者・障害者世帯等に必要な資金の貸付を行うことによって、経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図り、相談援助・指導による適切な利用の促進に努める。 また、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関と連携し、安定した生活が送れるよう支援に取り組む。 (2) フォローアップ支援事業 生活福祉資金特例貸付が償還免除となった方に対し、生活状況の把握や相談支援を行う。アンケート調査や架電、訪問等を行い、自立した生活が送れるようフォローアップを行う。 (3) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業） 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行なうことにより、その者が地域において自立した生活を送れるよう支援することを目的に実施する。 ①権利擁護に関する相談事業 ②福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス事業 ③書類等預りサービス事業 ④広報・啓発・研究・研修事業 【具体的な目標】 (1) 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関と連携を図る。 (2) 生活福祉資金特例貸付が償還免除者に対し、フォローアップ支援を行う。 (3) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の充実を図る。	1. 3. 6
6 共同募金配分金 経費 4,200 千円 ※財源は、共同募金配分金	共同募金運動が活性化するために、もっと市民にわかりやすく使い道を知っていただけるよう広報活動等に努めるとともに、地域や学校へ出向き、より地域住民に根付いた活動であることをPRし、「じぶんの町をよくするしくみ」「地域をつくる市民を応援	2. 3. 4. 6

事業項目 (経理区分名) 所要経費	計 画 内 容	活動計画と の関連 (実施項目)
	する共同募金」の実現に向けた取り組みを推進する。 共同募金のいずれの事業も、地域福祉推進事業などとの整合性を図る中で行う。 I 一般配分金事業 (1) 社協活動事業（ふれあい・いきいきサロン事業など） (2) 二次配分事業（地区社協事業やボランティア活動など地域で活躍する取り組みに対する助成金事業） (3) 重点配分事業（ファーストスプーン事業） II 歳末たすけあい配分金事業 (1) 地域活動支援センター等への贈呈事業 【具体的な目標】 (1) 募金への理解を深められるよう積極的な広報活動の実施	
7 福祉金庫基金 経費 350 千円 ※主な財源は、償還金、繰越金	在宅老人福祉の充実、障害者及び低所得世帯の援護資金に供し、生活の助長福祉活動の推進を図ることを目的として設置されたもので、基本的には生活福祉資金と同様であるが、より緊急性の高いケースに対応し、貸付限度額は5万円以内とする。 本事業の活用によって、経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図る。 また、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関とも連携し、安定した生活が送れるよう支援に取り組む。 【具体的な目標】 (1) 貸付にとどまらず、対象となる方や家族の生活ニーズなどに対して総合的・継続的な相談支援を行なう。	1. 6
8 介護保険訪問介護事業 経費 22,744 千円 ※主な財源は、介護保険収入、障害福祉サービス事業収入	利用者にとって、尊厳ある生活が送れるよう利用者の生活や個性を尊重した個別ケアを提供し、住み慣れた家でその人らしい生活が送れるよう適切な身体介護または、生活支援サービスを提供する。 なお、何れの事業においても、社協の相談援助活動を意識して取り組む中で、利用者と地域との関わりにも目を向けてあらゆる職種との連携を大切にし、新たなニーズ等の発見や資源開発などの地域づくりに努める。また、介護人材不足を解消すべく新たな介護人材の育成にも努め、社協らしいサービス提供を行なう。 また、現在の深刻な人材不足は、当事業所において大きな課題となっており、それに対応すべく職員の資格取得の費用や介護職員初任者研修の受講者の費用負担に取り組んでいく。 I 介護保険訪問介護事業	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8

事業項目 (経理区分名) 所要経費	計 画 内 容	活動計画と の関連 (実施項目)
	利用者にとって尊厳ある生活が送れるよう、利用者の生活や個性を尊重した個別ケアを提供し、住み慣れた家でその人らしい生活が送れるよう適切な身体介護または、生活支援サービスを提供する。 Ⅱ 訪問型サービス（総合事業指定第1号事業） 要支援の認定を受けた高齢者に対し、介護予防の観点から利用者の自立促進に努める。 Ⅲ 障害者自立支援居宅介護・重度訪問介護事業 利用者が可能な限り居宅において、日常生活が営むことのできるよう入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯掃除、生活等に関する相談並びに移動の介護などのサービスを提供する。 【具体的な目標】 (1) 40人の利用者登録を確保。 (2) 利用者と家族の尊厳を大切にする。 (3) 利用者と地域とのつながりを大切にする。 (4) 計画的な研修の実施と参加。 (5) ニーズに対応できる登録ヘルパーを2名確保。 (6) 人材確保に向けて広報活動を行なう。 (7) 特定事業所ⅡまたはⅣ（介護保険）を目指す。 (8) BCP・ハラスメント・高齢者虐待について、マニュアルに沿った研修を実施する。また、定期的な見直しを行う。	
9 介護保険通所介護事業 経費 81,263 千円 ※主な財源は、介護保険収入	生活上の相談、助言、健康状態の確認、併せて介護にあたる家族の身体的、精神的な負担を軽減し、利用者本位の質の高いサービスを提供するとともに、利用者の人権を尊重した良質なサービスを提供し、ご家族や地域から信頼で結ばれ、優しさとおふれあいを大切に笑顔で満ちた明るい施設を目指し、職員同士もお互いを思いやり、助け合う職場の雰囲気築くように努める。 また、社協の相談援助活動を意識して取り組む中で利用者のニーズを受け止め多分野にわたる専門職種の連携の下、利用者本位の地域に密着したサービスを展開します。 さらに、サービスの質の向上を図るとともに、介護職員の人材確保、育成、定着に向けた処遇の改善を進め、採算性の確保に努めたサービスの提供をおこなう。 Ⅰ 介護保険通所介護事業 利用者にとって尊厳ある生活が送れるよう、個人個人の生活や個性を尊重した個別ケアを行い、生活の意欲向上を図るとともに、日常生活動作の維持・向上に努めたサービスを提供する。	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8

事業項目 (経理区分名) 所要経費	計 画 内 容	活動計画と の関連 (実施項目)
	Ⅱ 通所型サービス（総合事業指定第1号事業） 要支援の認定を受けた高齢者に対し、介護予防の観点から利用者の自立した生活の促進に努める。 【具体的な目標】 (1) 平均30人/日の利用者の確保と稼働率75%以上を目指すとともに、法令を遵守した業務の遂行に努める。 (2) 利用者が住み慣れた地域・生活環境において、可能な限り在宅での生活を継続していけるように、生活上の相談、助言、健康状態の確認、社会的孤立感の解消、心身機能の維持・向上等を図るとともに、その家族の身体的・精神的負担の軽減できる援助をしていく。 (3) 利用者と地域とのつながりを大切にし、明るく家庭的な心に寄り添った思いやりのある施設を目指す。 (4) 利用者の意志を尊重し「チーム力」を発揮しながら、利用者本位の質の高いサービスの提供を目指す。 (5) 利用者の声に耳を傾け、利用者を主としたチームケアの機能の向上の実践実施に取り組む。 (6) サービス向上を図るため職場内研修を実施し、介護技術の向上を図るとともに、コミュニケーション力を強化し統一した対応・支援を実践できるように努める。 (7) 利用者・家族の希望や急遽の困りごとに柔軟に対応をしていくことで、居宅介護支援事業者を選んでいただける事業所を目指す。 (8) 常に向上心をもち質の高い介護、個別機能訓練を提供できるように努める。	
10 介護保険居宅介護支援事業 経費 29,299 千円 ※主な財源は、介護保険収入	高齢者を対象とし、介護保険制度に沿った相談支援を行なう。社協の居宅介護支援事業所として、“社協らしい相談支援”を行なうべく総合的な支援に努める。 特に、社協の相談援助活動を意識して取り組む中で、事業所として質の高いケアマネジメントに努め、利用者と地域との関わりにも目を向けて、その人らしい生活を送る事が出来るよう、利用者・家族と相談し、あらゆる資源を見つめ、地域包括支援センターやサービス提供事業所、社協の他担当、地区社協などと密なる連絡・調整を行い、人それぞれに合った支援に努める。 加えて、新たなニーズ等の発見や資源開発など、訪問介護事業所や通所介護事業所、相談支援担当、地域福祉担当と協働して地域づくりに努める。 【具体的な目標】 (1) 利用者と家族の尊厳を大切にする。	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8

事業項目 (経理区分名) 所要経費	計 画 内 容	活動計画と の関連 (実施項目)
	(2) 利用者と地域とのつながりを大切にする。 (3) 特定事業所加算取得の継続。 (4) 事例検討会等を通し、地域課題を社協内で共有する。 (5) 他法人との事例検討会を定期的に実施する。 (6) 介護保険改正に対応する。 (7) B C P (災害・感染症)・ハラスメント・高齢者虐待については、マニュアルに沿った定期的な見直しや研修を、法人と連携して実施する。	
11 障害者サービス事業 経費 235 千円 ※財源は、事業収入	障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう障害者福祉サービスの推進に努めるとともに、社協の相談援助活動を意識して取り組む中で、利用者と地域との関わりにも目を向けてあらゆる職種との連携を大切にし、新たなニーズ等の発見や資源開発などの地域づくりに努める。 I 移動支援事業 障がい者等の余暇活動や社会参加のための外出支援を目的に、障がい者等が地域で気軽に安心して外出できる体制を整え、利用者のニーズや身体状況、環境に応じた利用者の立場に立った適切な支援を行なう。 【具体的な目標】 (1) 人材確保と人材育成に努める	1.6